

令和3年8月11日

お知らせ

山口県光市

令和2年度の税制改正により「不動産公売における暴力団員等の買受防止措置」が創設され、令和3年1月1日以降の公告に係る公売及び随意契約に係る売却に適用されます。

※不動産の公売等に限り適用されます。主な内容は下記のとおりです。

1. 公売不動産の入札等をしようとする者は、暴力団員等に該当しないことを陳述しなければ、入札等をすることができません。➡『国税徴収法第99条の2、3同法施行規則第1条の2』

【注①】

暴力団員等とは、暴力団員(暴力による不当な行為の防止等に関する法律『平成3年法律第77号』第2条第6項に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者をいいます。

【注②】

暴力団員に該当しないことの陳述は、別途定める陳述書を提出することにより行います。

【注③】

入札をしようとする者が法人である場合は、その役員が暴力団員等に該当しないことを陳述する必要があります。

【注④】

自己の計算において入札等をさせようとする者がある場合は、その入札等をさせようとする者(その者が法人である場合には、その役員)が暴力団員等に該当しないことを陳述する必要があります。

※「自己の計算において入札等をさせようとする者」とは、入札者等に資金を渡すなどして、自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。

2. 公売不動産の売却決定の日が、公売期日等から起算して7日を経過した日から最大21日を経過した日となります。➡『国税徴収法第113条第1項、同法施行規則第1条の6』

【注①】

不動産以外の公売財産の売却決定の日については、令和3年1月1日以降も変更はありません。

【注②】

光市の公売では、公売期日等から起算して21日を経過した日とします。この間に、光市は、山口県警察本部に暴力団員等に該当するか否かの調査を囑託します。なお、期間内に調査の結果が明らかにならないときは、売却決定及び買受代金納封の期限の日時が変更される場合があります。

3. 最高価申込者等(その者が法人である場合には、その役員)又は自己の計算において最高価申込者等に入札等をさせた者(その者が法人である場合は、その役員)が暴力団員等に該当する場合には、最高価申込者等の決定を取り消されることがあります。➡『国税徴収法第108条第5項』
4. 入札等をしようとする者が、虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。➡『地方税法第334条(市町村民税)、同法第376条(固定資産税)』他